

## 第 II 章

申請書等の提出部数及び  
開発許可等申請手数料



## 申請書等の提出部数

提出部数は申請内容により次の表のとおりです。

**表 1 法第29条関連**

土木事務所等	申 請 内 容		部数
高岡土木事務所	法許変 第可更 29及許 条び可	市街化区域に係る開発行為で開発区域の面積が5,000㎡未満のもの 法第34条第1号から第9号に規定する開発行為（ただし、第10号及び第12号を除く） 法第34条第14号に規定する開発行為（土木事務所長専決分に限る）	2部
日向土木事務所	法第37条第1号の規定による承認 法第42条第1項ただし書の規定による許可（土木事務所長専決分開発許可に係るもの） 法第45条の規定による承認（土木事務所長専決分開発許可に係るもの）		
都城土木事務所	法第29条許可及び変更許可で、開発区域の面積が10,000㎡未満のもの  法第37条第1号の規定による承認 法第42条第1項ただし書の規定による許可（土木事務所長専決分開発許可に係るもの） 法第45条の規定による承認（土木事務所長専決分開発許可に係るもの）		2部
建 築 住 宅 課	上記以外のもの		3部

**表 2 法第43条関連**

土木事務所等	申 請 内 容		部数
高岡土木事務所	都市計画法施行令第36条第1項第3号イ、ロ及びニに規定する建築物又は第一種特定工作物		2部
日向土木事務所	都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物（土木事務所長専決分に限る）		
建 築 住 宅 課	都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物（土木事務所長専決分以外のもの）		3部

表 3

1. 開発許可申請手数料（使用料及び手数料徴収条例）

（令和4年4月1日現在）

使数 用料 料徴 及収 び条 手例	申 請 の 内 容	開発区域の規模等	手 数 料 の 額 (円)		
			自己の居住 の用に供す る住宅	住宅以外の 建築物で自 己の業務用	そ の 他
443	第29条第1項又は第2項  の 開 発 行 為 の 許 可	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000
		0.1ha以上 0.3ha "	22,000	30,000	130,000
		0.3ha " 0.6ha "	43,000	65,000	190,000
		0.6ha " 1.0ha "	86,000	120,000	260,000
		1.0ha " 3.0ha "	130,000	200,000	390,000
		3.0ha " 6.0ha "	170,000	270,000	510,000
		6.0ha " 10.0ha "	220,000	340,000	660,000
	10.0ha "	300,000	480,000	870,000	
444	第 3 5 条 の 2 の 開 発 行 為 の 変 更 許 可	ア. 設計の変更(イを除く) イ. 新たな土地の 区域への編入 ウ. その他の変更	ア. 443号×1/10 イ. 増面積に応じた 443号の規定額 ) ウ. 10,000 ア+イ+ウ (870,000以内)		
445	第41条第2項ただし書き の建築物の特例建築 (第35条の2第4項含む)		46,000		
446	第42条第1項ただし書き の予定建築物以外の建 築		26,000		
447	第 4 3 条 第 1 項 の  建 築 物 の 建 築	0.1ha未満	6,900		
		0.1ha以上 0.3ha "	18,000		
		0.3ha " 0.6ha "	39,000		
		0.6ha " 1.0ha "	69,000		
		1.0ha "	97,000		
449	第 4 5 条 の 地 位 の 承 継	1.0ha未満	1,700		17,000
		1.0ha以上	1,700	2,700	
450	第 4 7 条 第 5 項 の 登 録 簿 の 写 し の 交 付		用紙1枚につき 470		

2. 証明事務手数料（証明手数料徴収規則）

7. その他の証明

(8) 都市計画法第29条、第35条の2、第41条から第43条までの規定に適合していることの証明  
400円